

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	大津市北部地域文化センター
委 託 業 務 名	大津市北部地域文化センターホール電動式可動椅子 経年劣化修繕業務
委 託 業 務 場 所	大津市堅田二丁目
概 要	電動式可動椅子（後列）経年劣化部品交換
契 約 期 間	令和 8 年 8 月 3 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 8 年 7 月 3 1 日
契 約 金 額	1, 8 6 3, 9 5 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 東京都武蔵村山市伊奈平 1 - 7 0 - 2 〔名 称〕 K S S 株式会社 代表取締役 深澤 重幸
契約相手方の 選 定 理 由	KSS（コトブキシーティングサービス）株式会社は、当ホールの可動椅子の製造業者であるコトブキシーティング株式会社の製品全般の据付工事から点検・修理サービスを行う関連会社であり、本業務は、設備の一部の部品交換であるため、本業務を同一施工者以外の者に施工させた場合、既存の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあること、また、故障・事故等が発生した際に製造業者との間で過失責任が不明確となることから、契約不適合責任を明確にするためにも、設備の設置者であり保守点検業務を実施している当該業者と随意契約をするもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。